

第3次

さいたま市 男女共同参画のまちづくりプラン

～ ^{ひと}女と^{ひと}男 市民一人ひとりが人権を尊重しあい

共に生きるさいたま市の実現 ～

概要版

平成26
(2014)年度
～
平成30
(2018)年度

平成26年 3月

計画の目的

第3次プランは、「第2次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」の計画期間（平成21～25年度）が終了したことを受けて、引き続き、市の男女共同参画施策の今後の方向性と内容を明らかにし、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としています。

計画の基本理念

男女共同参画社会の形成には、男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることが重要であるため、第1次プラン・第2次プランで掲げてきた次の基本理念を引き続き尊重し、計画を推進します。

ひと ひと
女と男 市民一人ひとりが人権を尊重しあい
共に生きるさいたま市の実現

計画の位置付け

- ◆「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」第10条第1項に基づく基本計画です。
- ◆「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。

計画の期間

平成26(2014)年度～平成30(2018)年度（5年間）

第3次プランの計画期間は、平成26(2014)年度から平成30(2018)年度までの5年間とします。

なお、期間中においても、男女共同参画社会基本法の改正や社会情勢の激変など、プランを取り巻く状況が大幅に変化した際には、必要に応じて見直しを行います。

計画の推進について

推進の考え方 — 市、市民、事業者の役割分担と連携・協働 —

「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」では、市・市民・事業者がそれぞれの役割を担い、協働して計画の推進にあたることと定められています。

本計画の推進にあたっては、市・市民・事業者のそれぞれが次の役割を担うこととします。

市

◎施策の策定・推進 ◎市民・事業者との連携

- 市民や事業者、市職員に対し「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」の目標の浸透を図るとともに、市民や事業者の模範となるよう、自らの男女共同参画を積極的に推進する
- 市民一人ひとりが能力を発揮することができ、また、多様な生き方が選択できるような社会環境や条件の整備をすすめる
- 国や埼玉県などと十分な連携を図り、市民や事業者との協働のもとで男女共同参画のまちづくりに向けた施策を実施する

市民

◎日常生活での推進 ◎市の施策への協力

- 一人ひとりが、家庭や職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野で、積極的に男女共同参画のまちづくりの推進に努める
- 固定的な性別役割分担意識を見直し、家庭生活や職業、地域活動などにおいて、権利と責任をともに分かち合う
- 男女共同参画のまちづくりに向けた市の取組について理解し、積極的に活動に参加する

事業者

◎事業活動での推進 ◎市の施策への協力

- 地域社会の一員として、条例の趣旨などにのっとり、事業活動の中で積極的に男女共同参画のまちづくりの推進に努める
- 男女共同参画のまちづくりに向けた市の取組について理解し、積極的に協力する

計画における重点事項

男女共同参画の推進にあたって、最近の男女共同参画に関する動向や第2次プランでの市の取組を踏まえて、次の5つを第3次プランの重点事項とします。

1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現するため、意識啓発による社会気運の醸成を図るとともに、市民や事業者に対する取組を促進します。また、長時間労働などを前提とした従来の働き方を見直し、男性の家事・育児への参画や職場環境の整備などを推進します。

2 女性の経済的自立の促進と「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進

再就職のための環境整備の促進や起業支援など、女性の経済的自立の支援を行います。また、結婚・出産・子育て・介護などにより就業が中断されることなく継続できるように、「M字カーブ問題」の解消に向けて、雇用などにおける男女の均等な機会の保障と待遇の確保、固定的な性別役割分担意識の解消に取り組めます。

3 男性にとっての男女共同参画の推進

男性の多くは男女共同参画を「女性の問題」などと捉え、「男性自らの問題」でもあるという意識が薄く、固定的な性別役割分担意識のもとで、長時間労働や「男性が家計の支え手」という意識による負担を抱えています。

これらを解決するために、「男性にとっての男女共同参画」の意義についての理解を促進し、多様な生き方を選択できるよう進めるとともに、男性にもたらされる重圧や心身の健康問題の解決・軽減などへの支援を推進します。

4 地域における男女共同参画の推進

地域社会は、市民にとって身近な暮らしの場ですが、少子高齢化の進行や人々の価値観・ライフスタイルの変化から、その機能が低下し、子育てや介護で孤立し悩みを抱えている人も少なくありません。だれもが安心して暮らせるまちづくりに向けて、地域での支え合いによる子育て・介護支援の充実、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備などに取り組めます。

また、地域における方針決定過程には、女性がその個性や能力を発揮する機会が少ない状況にあるため、地域での男女共同参画を推進します。

5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有するとともに、DVをはじめとするあらゆる暴力の防止と被害者の実情に応じた支援について、「さいたま市DV防止基本計画」の内容と整合性を図りながら、進めます。